

保体第 365 号
県 第 611 号
令和 4 年 1 月 20 日

県立学校長 殿

教 育 長

新型コロナウイルス感染症対策の更なる徹底について（通知）

新型コロナウイルス感染症については、感染力が強いといわれるオミクロン株が県内各地で市中感染を引き起こすなど感染拡大が懸念されています。

特に、県内の学校では学級内においてクラスターが発生するなど、学校内での感染拡大についても予断を許さない状況となっております。

つきましては、更なる感染防止対策を実施されるよう、下記の点について児童生徒をはじめその家族に周知いただき、感染症対策の徹底に万全を期すようお願いいたします。

記

- 1 マスク（できるだけ不織布マスク）の正しい着用や手指消毒、ゼロ密、換気など感染防止対策をさらに徹底すること。特に、接触感染が懸念されることから、休み時間ごとの手洗いや換気、共用する教具や教室のドアノブなどの消毒を徹底すること。
- 2 児童生徒はもとより家族において、発熱やのどの痛み、咳の症状がある場合は、登校を控えさせるとともに、既に登校しているときに症状が出た場合は速やかに早退させること。
- 3 飲食や旅行の際は、県内・県外を問わず、感染防止対策が徹底された第三者認証店を利用し、会話の際のマスク着用、手指消毒などの対策を徹底すること。
なお、まん延防止等重点措置の適用を受けた都県への不要不急の往来は自粛するよう促すこと。
- 4 外出の際は、混雑した場所や時間帯を避けること。
- 5 発熱等の症状がある場合は旅行や外出を控え、速やかに医療機関を受診すること。

（事務担当）

保健体育課 076-444-3445

県立学校課 076-444-3450